

みんなで創った 南部近隣センター 58のルール

この冊子には、南部近隣センターのご利用方法や
使用の決まりが記載されています。
大切に保管してください。

2020年3月発行

発行
柏市 地域支援課

お問い合わせ
柏市役所地域支援課：04-7167-1126
または
南部近隣センター：04-7173-1000

はじめに

本冊子は、新しい南部近隣センターを対象としたマニュアルで、市内の全ての近隣センターを対象とした「近隣センターご利用案内（平成30年4月改訂 発行：柏市地域支援課）」を補完するものです。

本冊子作成に先立ち、「使い勝手のよい公共施設をみんなで創り上げる」という旗印の下、約10ヶ月という長期間に渡り、柏市南部地域を大切に思う人々が集い、コンセプトを練り上げ、平面図を創り上げ、みんなの夢が詰まった新施設の基本計画を創り上げました。そして、その夢を具現化するために、更に約6ヶ月をかけて、豊かな発想で、自由に意見を出し合いながら、58の運用ルールにまとめました。

小さな子どもも、学生も、大人も、ご高齢の方々も、みんなが使いやすく、分かりやすいルールを目指して、一生懸命に考えました。みんなの夢が詰まった南部近隣センターのご利用に際して、御一読いただけますと幸いです。

2019年2月吉日
南部近隣センター市民ミニワークショップ（運用）
参加者一同

概要

施設概要

名称	南部近隣センター
住所	柏市新逆井2丁目5番13号
電話番号	04-7173-1000

開館時間

午前9時から午後9時まで

休館日

年末年始（12月29日～1月3日）

毎月第3月曜日

設備点検、館内清掃などの臨時休館日

主な施設

南部出張所

図書館南部分館

南部みんなの広場

南部ちいきいきいきセンター

貸室（以下内訳）

【南部近隣センター貸室一覧】

	部屋名称	面積	定員 (椅子と机)	定員 (椅子のみ)	貸出 単位
①	和室	38㎡	20名	同左	3時間
②	会議室A	51㎡	30名	会議室ABC 120名	
③	会議室B	51㎡	30名		
④	会議室C	51㎡	30名		
⑤	多目的活動室	38㎡	24名	同左	
⑥	料理実習室	23㎡	15名	同左	4時間

※会議室は遮音性のある簡易壁（パーティション）を外し、大会議室として使用可。
使用例）会議室AB、会議室BC、会議室ABC

利用対象者

- 1. 新しい南部近隣センターの利用対象者は、子どもから高齢者までの幅広い世代です。

館全体

<清掃の基本的な考え方>

- 2. ゴミは持ち帰りが原則です。お互いが気持ちよく使えるよう、清潔な利用を心掛けましょう。

<清掃用具>

- 3. 施設を利用する人が清掃できるよう館内に清掃用具を常備（掃除機は倉庫に○台、モップは倉庫に○本配備）します。貸室は使用終了時に、その他の場所は随時、清掃用具が使用できます。

<飲食可能場所>

- 4. 館内における飲食は、1階ラウンジでは申請不要で軽飲食可能ですが、2階ラウンジは職員の眼が届きにくいため飲食不可です。料理実習室を除く貸室では事前申請により飲食が可能です。

<飲食に伴う清掃>

- 5. 飲食物をこぼした時は、速やかに当事者が清掃を行い原状回復に努めて下さい。

<傘の持込み>

- 6. 傘は風除け室の傘立てに置いてください。傘自動袋被機（かさポン）等を用いて館内にしずくが落ちない場合のみは携行可能とします。

<ペットの入館禁止>

- 7. ペット類は補助犬の類いを除き館内に連れて入らないでください。

<入館時の携行品>

- 8. 館内では、鞆等の身の回り品の管理は自分で行ってください。出張所のカウンターやラウンジのテーブルに杖置きを設けますが、手荷物フックは安全面、耐荷重、置引等の面から設置しません。

<館内の写真撮影>

- 9. 館内の写真撮影は、肖像権など被写体のプライバシーに配慮し、個人利用の範疇で行ってください。但し、館は撮影に伴うトラブルの責任は負いません。

<館内放送>

- 10. 拡声設備（スピーカー）を用いた館内外への放送は近隣センター

職員が行います。館内放送は非常用放送設備で行い、館外放送（非常時など）は移動式拡声機を利用します。

<館内映像情報提供>

- 1 1. 館内で映像情報を提供する液晶テレビ等の設備を、1階ラウンジに設けることは可能ですが、継続して適切な映像情報がない場合はマイナスの印象を与えるため、設置の可否を検討しましょう。

ラウンジ

<ラウンジの機能>

- 1 2. ラウンジは地域の居場所や交流の場として、予約なしでだれでも利用できる場所です。

<ラウンジの利用時間>

- 1 3. 利用時間は、近隣センター開館時間（月～金曜日は8時半から21時、土日曜日及び祝日は9時から21時）に準じます。

<ラウンジテーブルの区分>

- 1 4. ラウンジのテーブルは色で機能を区分します。出張所の待ち時間など短時間利用は「白テーブル」を、一定時間利用は「薄緑色テーブル」を利用願います。（〇ページ図参照）

<利用申請不要テーブル>

- 1 5. 「白テーブル」は4人掛け8台で利用申請は不要です。「薄緑色テーブル」は4人掛けの三角卓4台と6人掛けの個人用カウンターで利用申請が不要です。

<利用申請必要テーブル>

- 1 6. 「薄緑色テーブル」は、1回の申請で2時間まで利用できます。利用者は、窓口の台帳記入（台帳様式は〇ページ参照）による申請の後、開始時間と終了時間がわかる卓上サインを利用中に掲示願います。利用申請は、閉館30分前の午後8時30分までです。

<利用申請の延長>

- 1 7. 利用申請は1回の申請につき30分の延長が可能です。延長申請の回数に上限は設けませんが、混雑時に延長申請をお断りする場合もあり得ます。

<ラウンジの静粛性>

- 1 8. ラウンジでは、大きな音や大きな声を出す活動は御遠慮願います。携帯電話の通話は、周囲の利用者の迷惑とならない範囲で願います。

<テーブルの移動>

- 1 9. 「白テーブル」に限りラウンジ内での移動を可としますが、利用

終了後は元の位置に戻してください。

<ラウンジ内の飲食>

20. 1階ラウンジでの軽飲食は可能ですが、飲食にともなうごみはお持ち帰り願います。飲食に伴い、ラウンジ内のシンク（流し）と給湯設備を備えたオープンキッチンを清潔な環境維持に気をつけ自由にお使いください。

<子ども用椅子>

21. ラウンジの椅子は、大人用に加えて「子ども用椅子」も常備しています。「子ども用椅子」を利用する場合は、保護者の眼が届く範囲でご利用願います。

<ラウンジの貸し切り>

22. ラウンジの貸し切りは原則不可です。但し、優先団体（市及びふるさと協議会連合会等）及び地域優先団体（各ふるさと協議会及び町会等の住民自治組織等）が地域社会への貢献を目的として行う活動に対しては、貸し切りを認める場合があります。その場合は、貸し切り日を事前掲示します。

<コンセントの利用>

23. ラウンジの個人用カウンターにはコンセントが設けられており、電子機器の利用や充電に利用できます。

展示について

<展示可能範囲>

24. 館内のエントランスホール、ラウンジ、廊下等で、ピクチャーレールを設けている場所に限り、絵画、書、手工芸品等の展示が可能です。

<展示目的>

25. 展示の目的は市民活動の幅広い紹介です。展示による営利・宗教・政治活動、寄付募金、他者への誹謗中傷等は禁止します。

<展示対象者・期間・料金>

26. 展示は、柏市に在住、在勤、在学される方のみが可能で、展示期間は最長2週間、使用料は無料です。

<展示利用申請>

27. 利用申請は、展示開始希望日の1ヶ月前までに申請書を南部近隣センター窓口まで持参願います。条件等を確認のうえ展示可否を決定し、許可書を発行します。申請受付は、平日午前9時から午後5時までです。

<展示利用の優先度>

28. 展示申し込み期間が重複した場合は、先着順としますが、同条件で申し込みの場合は南部地域在住、在勤、在学者を優先します。なお、夏休み等でラウンジの個人用カウンターの新規利用が予想される場合は、個人用カウンター前の展示をお断りする場合があります。

＜展示期間中の展示物の管理＞

29. 展示物の設置及び管理は、展示者各自で行ってください。展示物の搬出入、原状回復は展示期間内に行い、跡が残る釘や画鋲類、粘着テープ類は使用禁止です。また、0kgを超える重量物、貴重品など盗難の恐れがある展示も禁止します。近隣センターは展示期間中の作品の盗難、破損、汚損等の責任を負いません。

貸室全体

＜貸室の利用目的＞

30. 南部近隣センターの貸室は、和室、会議室 A・B・C、多目的活動室、料理実習室です。貸室の利用目的は、「近隣センター利用目的一覧表」に記載の範囲とします。

＜音の出る活動＞

31. 音が出る活動は、和室、会議室、多目的活動室で可能です。

＜靴を脱いで行う活動＞

32. 靴を脱いで行う活動は、和室、多目的活動室で可能です。脱いだ靴は靴箱に収納し、スリッパは各自持参願います。

＜貸室の備品移動禁止＞

33. 机椅子等の備品は、原則として使用許可を受けた部屋の中のみで使用願います。

＜貸室の附属設備＞

34. 会議室ABCには、マイク及びスピーカー設備を常備しています。持ち運べるプロジェクター及びスクリーンは事務室で貸出を行います。

和室

＜和室の利用目的と備品＞

35. 和室は、畳の部屋で行う活動や、靴を脱いで行う活動を想定しています。低机を7台、脚付き座卓を20席設けます。

<和室備品の利用方法>

36. 低机と座卓は、利用者が利用時間内に押入れから出して利用し、使用後は押入れに戻してください。

<和室でのスピーカー利用>

37. 和室は音の出る活動が可能です。ただし、持ち運べる小型スピーカー程度の音量でおねがいします。

<和室の附属設備>

38. 炉及び水屋等の和室専用設備を使用する場合は、汚損や破損がないようご注意願います。

会議室

<会議室の利用目的と備品>

39. 会議室は、机・椅子を使用する活動を想定しています。最大3部屋をつないで広く使うことができ、各室にはキャスター付き長机を10台、積み重ね可能な椅子30席を常備します。

<会議室備品の利用方法>

40. 長机と椅子は、レイアウトを変更することができますが、使用後は「口の字レイアウト」に戻してください。

<会議室ABCの最大定員>

41. 会議室を一体利用して会議室ABCとして利用する場合、倉庫内の椅子30脚を用いて、最大120名の大会議室として利用可能です。

<会議室の遮音性能>

42. 会議室は音の出る活動が可能です。ただし、持ち運べる小型スピーカー程度の音量でお願いします。会議室間は遮音性のある可動壁（パーティション）で間仕切ることができますが、多少の音漏れは御了承ください。

<会議室の拡声設備>

43. 会議室を一体利用して会議室ABCとして利用する場合は、常設備品のマイク及びスピーカーが利用できます。

多目的活動室

<多目的活動室の利用目的と備品>

44. 多目的活動室は、靴を脱いで行う活動や机・椅子を使用する活動を想定しています。キャスター付き長机を10台、積み重ね可能

な椅子24席を常備します。長机と椅子は必要に応じて全数倉庫収納が可能です。

＜多目的活動室のスピーカー利用＞

45. 多目的活動室は音の出る活動が可能です。ただし、持ち運べる小型スピーカー程度の音量でおねがいします。

＜多目的活動室の姿見鏡＞

46. 多目的活動室は、壁に姿見鏡を造り付けており、ダンス、舞踊等の活動が可能です。鏡は丁寧に取り扱いってください。

料理実習室

＜料理実習室の利用目的と備品＞

47. 料理実習室は、料理や料理したものの飲食を想定しており、造り付けの調理台と積み重ね可能な椅子を15席設けます。

＜料理実習室の備品＞

48. 椅子のレイアウト変更は可能ですが、利用後は最初のレイアウトに戻してください。

地域いきいきセンター

＜地域いきいきセンターの利用目的と備品＞

49. 地域いきいきセンターでは、〇〇をすることができます。秘匿性の高い相談業務は、別室である多目的活動室②で行います。

＜地域いきいきセンターの開設日時＞

50. 地域いきいきセンターの開設日時は、○曜日、○曜日、○曜日の○時から○時です。開設日以外利用は、柏市社会福祉協議会の管理により〇〇が可能です。

倉庫

＜倉庫の区分＞

51. 館内の倉庫は、職員が利用する職員倉庫と利用者が利用する利用者倉庫に区分されます。地域いきいきセンター横の倉庫及び南部みんなの広場横の屋外倉庫は、柏市南部地域ふるさと協議会にて管理を行います。

＜倉庫内の棚形状・寸法・耐震固定＞

52. 利用者倉庫内の棚形状（大太鼓等の非定型物を含む）は、開所までの期間に市と柏市南部地域ふるさと協議会にて継続協議して決定します。また、倉庫内の棚はアンカー等で固定し、地震時の転倒防止に配慮します。

＜清掃用具倉庫＞

53. 館内清掃用具は、2階湯沸室横の職員倉庫に収納し、職員のみでなく利用者が利用可能です。

＜余裕ある倉庫の使い方＞

54. 整然とした館内とするため、一時保管用物品にも対応可能な職員倉庫として、1階階段下倉庫を利用します。この倉庫は、恒常的に空きスペースを確保しておきます。

＜倉庫内の照明器具配置＞

55. 倉庫内の照明は、棚等により光源を妨げることのないような配置とします。

イベント企画

＜イベント企画相談窓口＞

56. 南部近隣センターで講座やイベントを企画したい方は、地域いきいきセンターや南部近隣センターに相談願います。相談窓口では、企画内容に応じて実施の支援や関係する団体の紹介を行います。

ボランティア活動

＜ボランティア活動相談窓口＞

57. 南部近隣センターで清掃や花壇作りなどのボランティアをしたい方は、地域いきいきセンターや南部近隣センターに相談願います。相談窓口では、ボランティア団体の紹介やボランティアの育成を行うなど、地域の皆さんの活動を支援します。

その他

＜机椅子の屋外利用＞

58. キャスター付き長机や積み重ね可能な椅子は屋外利用不適のため、屋外への持出は不可です。ただし、会議室ABCにおける多人数

用途の折り畳み椅子（30脚程度）は屋外への持出を可とします。

【メモ】

作 成
南部近隣センター
市民ミニワークショップ（運用）

参加メンバー

〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇

（50音順/敬称略）